

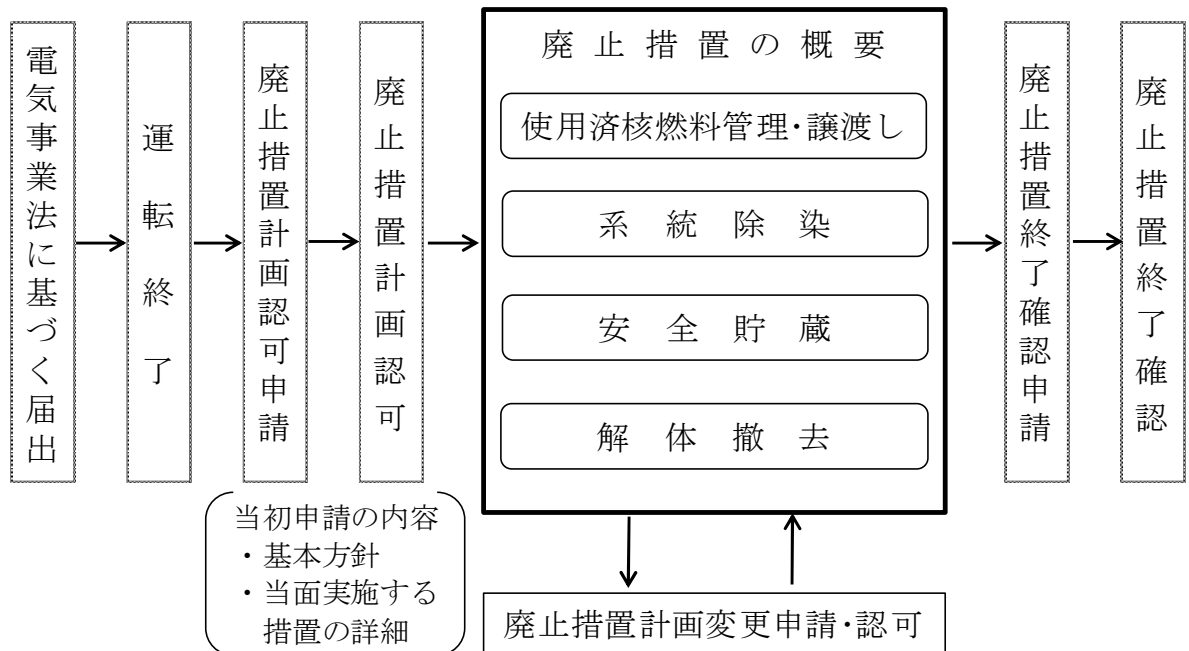
島根原発 1 号機の廃止に伴う措置について

島根県防災部原子力安全対策課

1. 経緯

- (1) 中国電力株は、平成 27 年 3 月 18 日に島根原発 1 号機について、4 月 30 日をもって運転終了とすることを決定し、同日、電気事業法に基づく届出を経済産業大臣に提出
- (2) 今後、中国電力株は、原子炉等規制法に基づき「廃止措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが必要

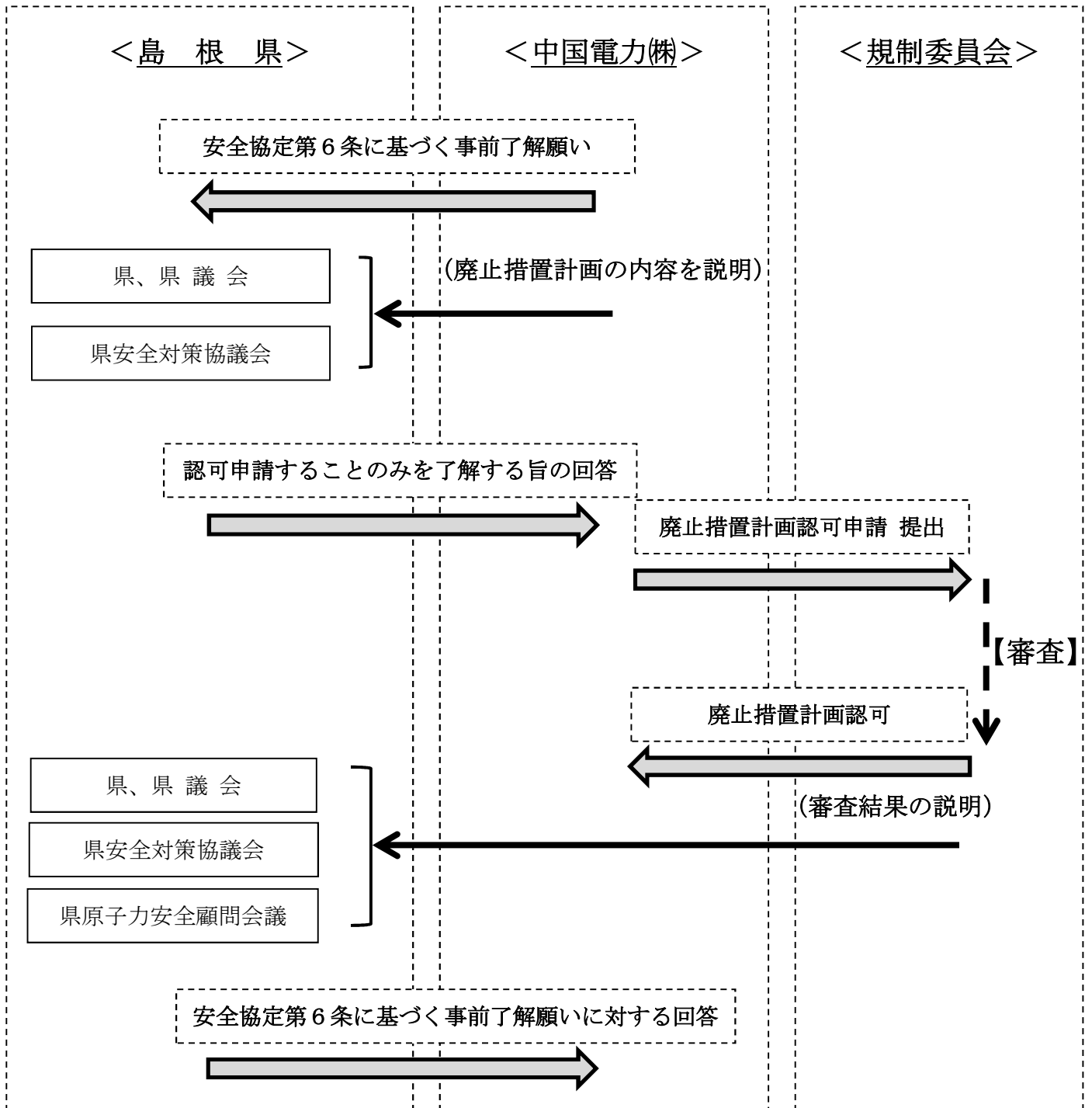
2. 廃止措置の概要と手続き



3. 廃止措置計画

- (1) 主な記載内容
 - ① 解体の対象となる施設及びその解体方法
 - ② 核燃料物質の管理及び譲渡し
 - ③ 核燃料物質による汚染の除去
 - ④ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
 - ⑤ 廃止措置の工程
- (2) 計画の変更
 - ① 当初計画：基本方針及び当面実施する措置の詳細
 - ② 変更計画：工程などの具体化や見直しされた措置の詳細

廃止措置計画認可申請に係る対応について



また、工程の具体化や見直しなどによる重要な計画変更についても、同様に事前了解手続きの対象とする。
 事前了解に関する回答にあたっては、安全協定に係る覚書に基づき、周辺自治体から意見等を聞く。